

# 商品概要説明書

## 当座貯金

(平成25年10月1日現在)

商品名	・当座貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手・手形により随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または信用部（電話：0470-86-3717）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAいすみ信用部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li><li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li></ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる 事項	・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JAに対する解約の通知は書面によるものとします。 ・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当JAはその支払義務を負いません。 ・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。